

情審第 19 号

令和 8 年（2026 年）3 月 4 日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会 長 林 良英

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について（答申）

令和 7 年（2025 年）8 月 14 日付け企第 1764 号で諮問（諮問第 46 号）のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。

第 2 本件請求の内容

審査請求人は、令和 7 年 4 月 29 日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、小田原市職員懲戒分限審査委員会（以下「本件審査委員会」という。）の構成員及び市の事務事業に関して懸案とされる事案の検証作業に関連する処分を取り扱った審査委員会の会議録（以下「本件文書」という。）の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

第 3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和 7 年 5 月 14 日付けで、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 本件処分は、公開をしないとした部分の概要を、本件審査委員会に付議された、市の事務事業に関して懸案とされる事案の検証作業に係る案件名及びその内容が特定される部分とし、公開をしない理由を次の二つとした。

一つ目は、条例第 8 条第 1 号に該当し、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのあるもののため。

二つ目として、条例第 8 条第 4 号ウに該当し、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるもののためとした。

- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和 7 年 6 月 9 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

第 4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、弁明書の提出を依頼し、実施機関は審査庁に対し、令和 7 年 7 月 1 日付けで弁明書を提出した。
- 2 審査庁は審査請求人に対し、弁明書を送付するとともに反論書の提出を依頼した

が、反論書の提出は無かった。

- 3 審査庁は、本件処分は妥当であると判断し、当審査会に対し、令和7年8月14日付けで諮問書を提出した。

第5 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 複数の小田原市職員が本件審査委員会の決定により口頭注意を受けたことに対して疑念がある。
- (2) 市は非公開の理由を、「特定の個人を識別できるもの及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれのあるもののため」及び「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるもののため」としている。
- (3) 処分対象となった小田原市職員は地方公務員であり、職務遂行上瑕疵等による処分であるならば処分対象となった行為や処分決定の経緯等については開示すべきと考える。
- (4) この度の処分行為は小田原市が掲げた5つの事案に係る検証作業に端を発するものであり、検証作業そのものに対象事業の抽出や検証方法等様々な疑義が生じており、本件審査委員会においても公正で客観的な議論が行われたものか疑義が生じるところである。
- (5) 以上の点から、本件処分のうち公開しないとした部分を開示することを求める。

第6 実施機関の主張の要旨

弁明書によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書に記載の職員の採用年月日及び年齢については、条例第8条第1号ただし書イ本文には該当せず、同条第1号に該当し、非公開としたものである。
- 2 職員の氏名を公開することは、その職員が懲戒処分の審査対象となったこと、又は、懲戒処分ではない文書訓告等の注意を受けたことが公になることになる。

- 3 本来、懲戒処分ではない注意は、今後の職務を適切に行うよう指導注意するものであり、本人を制裁するものではないため、公表対象とはなっていない。
- 4 注意された職員の氏名の公開は、今後の職務を適切に行うための指導注意という本来の効果を損なうおそれがあり、個人の権利利益を不当に害するおそれ及び公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第8条第1号ただし書イのただし書及び同条第4号ウに該当するものである。
- 5 本件文書に係る事案は、「市の事務事業に関して懸案とされる事案の検証結果報告書」（以下「当該報告書」という。）に記載されており、当該報告書には事案に関係した職員の職名が記載されているとともに、当該報告書は公開されている。

したがって、公開をしないとした部分と他の公開されている資料を突き合わせると、容易にその職名の職員が特定できるものとなっている。
- 6 本件で問題となっている2つの事案が公開されると、文書訓告等の注意を受けた職員が、5つの事案に挙げられている関係職員からこれら2つの事案の関係職員に絞られ、より容易にその職員が推測することができることとなる。

第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書及び関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

1 公開をしない理由とした条例第8条第1号及び第4号ウの解釈

実施機関は、本件処分において公開をしないとした理由に、条例第8条第1号及び第4号ウに該当するためとしている。そこで、まず当該規定に関する当審査会の認識を示すこととする。

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報として規定している。

当該規定の「個人に関する情報」を保護する目的は、個人の正当な権利利益の保護であり、その中核的部分は、プライバシーである。しかし、プライバシーの概念が必ずしも明確ではなく、その範囲につき見解が分かれることが少なくない

ため、個人を識別しうる情報を原則非公開とした上で、個人の権利利益を侵害せず非公開とする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても公開することの公益が優越するため公開すべきものをただし書で例外的公開事項として列挙している。そこで、ただし書アとして、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を規定し、ただし書イとして、「個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名、職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定して、これらを例外的公開事項としているものである。

ただし書イは、「当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれのある場合にあっては、当該部分を除く」と例外規定の例外を規定するものである。

(2) 条例第8条第4号ウについて

条例第8条第4号は「市等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの。」を非公開情報として規定している。

当該規定の「人事管理に係る事務」とは、市等が行う職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事務である。

「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、勤務評定や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものなどが考えられる。

2 公開をしないとした部分の非公開情報該当性について

(1) 非公開情報該当性の基本的な考え方について

条例は第1条の目的条項において、「市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たす」ことを掲げ、第8条においては、「公文書は原則として公開義務がある」ことを定めており、その例外として、非公開情報を個別に定めている。

したがって、公文書に記録されている情報の非公開情報該当性については、市民の知る権利や市民への説明責任を前提とし、それを上回る保護法益が実質的に存在するか否かという観点から判断されるべきものである。

これらを踏まえ、本件文書のうち、公開をしないとした部分の非公開情報該当性について検討していく。

なお、本件文書は「小田原市職員懲戒分限審査委員会に関する要綱」、「第 93 回小田原市職員懲戒分限審査委員会議事録（以下「議事録」という。）及び「事実確認書」で構成されている。

(2) 公表された注意措置に係る職員の人数及び注意内容について

ア 地方公務員法第 29 条では、職員が法令等の規定に違反するなどの非違行為があった場合には、これに対する懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができると規定している。

一方、実施機関では、地方公務員法に基づく懲戒処分に至らないものであっても、職員の職務の適正化や再発防止のために必要があると認めるときは、将来を戒める「文書訓告」、「口頭注意」などの注意措置を行っている。

イ 懲戒処分のうち本市の職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る事案は公表される。

注意措置については、その目的が職員に対して今後の職務を適切に行うよう指導するものであるため、公表対象となっていない。

しかし、本件文書に係る事案については、実施機関が事態の重大さを考慮し、例外的に、注意措置の対象となった職員の人数及び注意内容に限って記者発表で公表したことが認められる。

(3) 条例第 8 条第 1 号の該当性について

ア 事実確認書に記載された、職員の採用年月日及び年齢については条例第 8 条第 1 号に該当する。

イ 本件文書は本件審査委員会の議事録及び事実確認書であるところ、本件審査委員会での審査の対象となった事案は、当該報告書で公表されている 5 つの事案のうちの 2 件（以下「本件 2 事案」という。）である。

本件文書には本件 2 事案に関与した職員の氏名が記載されている。職員の氏名については、ただし書イに規定する職務の遂行に関する情報であるが、本件文書を公開することで、注意措置の対象となった職員が特定され、当該職員の私生活における個人の権利利益を害するおそれが生じる。

また、本件文書中職員の氏名を非公開とし、その余の記載を公開した場合には、5つの事業のうち、どの2事業が本件審査委員会の対象になったかが明らかになる。そして、本件文書の本件2事案に関する記述と当該報告書に記載されている本件2事案の関係職員の職名を照合すると、注意措置の対象となった職員の特定が容易となる。

本件2事案の事業内容もただし書イに規定する職務の遂行に関する情報であるが、本件文書を公開することで、当該職員の私生活における個人の権利利益を害するおそれが生じることは、氏名を公開した場合と変わらない。

したがって、本件文書において公開をしないとした部分は、条例第8条第1号ただし書イには該当せず、条例第8条第1号本文の非公開情報に該当する。

(4) 条例第8条第4号ウの該当性について

注意措置の本来の目的は、今後の職務を適切に行うように指導するものである。しかし、本件文書の公開により、職員が特定された場合、注意措置は本来の目的を超えて、当該職員に対して事実上の社会的制裁を課すものとなる。

したがって、本件文書を公開することは、注意措置の本来の効果を損ない、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。よって、同条第4号ウに該当する。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和7年 8月14日	審査庁からの諮問書を受付
令和7年 8月28日	第102回情報公開審査会 事案の審議
令和7年 9月18日	第103回情報公開審査会 事案の審議
令和7年10月22日	第104回情報公開審査会 事案の審議
令和7年11月17日	第105回情報公開審査会 答申案の審議

令和 8 年 1 月 14 日	第 106 回情報公開審査会 答申案の審議
-----------------	-----------------------